

大阪府社会教育委員会議読書部会運営要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府社会教育委員会議規則（昭和五十九年大阪府教育委員会規則第四号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、大阪府社会教育委員会議に設置する読書部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項等

部会は、第4次大阪府子ども読書活動推進計画策定に関して、調査・審議を行う。

第3 組織

- (1) 部会は、規則第6条第2項の規定により、議長が指名する委員2名及び専門委員1名で組織する。
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、部会員が互選する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年8月14日から施行する。